

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年2月13日

京都市選挙管理委員会委員長 松野 公一郎

京都市選挙管理委員会規程第2号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

第29条の2の4第4項中「市委員会の印」を「選管取扱者の印」に改める。

第91条第4項中「市委員会の印」を「選管取扱者の印」に改める。

別記第10号様式の2の4を次のように改正する。

第 号

候補者氏名  
証紙受領責任者氏名

年 月 日執行 選挙

選挙運動用ビラ証紙交付票

京都市選挙管理委員会 印

交付できる証紙の枚数	枚
------------	---

交付月日	証紙交付枚数	市委員会印
月 日		
月 日		
計	枚	

備考1 この交付票で証紙 枚を交付します。  
2 証紙の交付枚数が法定枚数に達しないときは、市の委員会は交付年月日及び交付枚数を記載し、市委員会の印を押して提出者にお返しします。

を

第 号

候補者氏名 ㊦

年 月 日執行 選挙

選挙運動用ビラ証紙交付票

京都市選挙管理委員会 印

交付できる証紙の枚数	枚
------------	---

交付月日	証紙交付枚数	選管取扱者印
月 日		
月 日		
計	枚	

備考1 この交付票で証紙 枚を交付します。  
2 証紙の交付枚数が法定枚数に達しないときは、市の委員会は交付年月日及び交付枚数を記載し、選管取扱者の印を押して提出者にお返しします。

に改める。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)